

調布市議会改革検討代表者会議第16回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年10月22日（月） 午後2時00分～午後4時17分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

陽気も涼しさから寒さを感じる季節となった。京王線の地下化切りかえから2カ月経ち線路が錆びているのを見るにつけ寂しさを感じるとともに、まちづくりが着々と進んでいることと思う。昨年の改選以来、議会においては議会全般について改革を進めるため本代表者会議を設置し、協議を重ね本日16回目を迎えた。この間委員におかれては忌憚のない意見をいただき、それらを集約して実りある方向となった案件も多々ある。今後も調布市議会が十分に市民のために開かれた議会であるということを前提に、忌憚のない意見をいただきながら、議会基本条例の制定に邁進してまいりたい。

3 検討・協議事項

川畑副座長：本日の会議の進行は日程どおりとするが、会議の前半の時間を提案事項の協議、後半の時間を議会基本条例の協議としていくので協力を願いたい。

(1) 第15回代表者会議における合意事項

川畑副座長：前回第15回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料10を配付してあるので確認をお願いする。内容は、一問一答方式の試行については、第3回定例会の反省を踏まえ、質問通告は丁寧・詳細に要旨を記載すること。質問と答弁がスムーズに進行するよう質問と答弁を分けて質問すること。質問の際「一括質問」「一問一答」の質問方式を述べるよう努めること。第4回定例会では質問者席を議場中央に試行設置すること。議会基本条例の検討は代表者会議で行うこと。条例検討に当たっては、これまで代表者会議で決定された方向性を整理しながら条例案を作成すること。代表者会議で検討されず、なおかつ条例上必要と思われる事項等については、座長案として提案すること。また議員ウェブ情報と代表質問の再質問・まとめの提案については実施しないことを合意内容としているので確認願いたい。

(2) 議会広報特別委員会設置について

川畑副座長：前回、座長から資料46「調布市議会広報委員会要綱」（案）について提案説明があり、持ち帰りたいたする委員があった。継続協議となっているので持ち帰りとした会派含め協議をお願いする。

井上委員：我々の会派として協議した結果、所掌事項の(3)、(4)を含め、この間議会運営委員会で協議してきた内容ではないかという意見があった。また(1)は市議会だよりの編集に関することで、市議会だより運営委員会が所管しており、

これらから議会運営委員会と市議会だより運営委員会のコンセンサスをはかる必要がある。よって議会運営委員会と広報委員会の所掌事項はもう少し整理して考える必要があるという意見があった。また広報に関しては議会報告会の実行委員会が組織され同時進行で進められており、今後の考え方として、広報・広聴とも言われる中、広報委員会の中に包含していくという考え方もあるのではないかと意見もあった。

雨宮委員：井上委員の意見について、どう理解すればよいか。議会運営委員会なり市議会だより運営委員会との調整は必要かと思うが、具体的な中身についてのイメージはあるのか。

井上委員：具体的な形として申し上げにくいですが、現状市議会だより運営委員会がある中で、広報委員会が立ち上がるという話になると、当然市議会だより運営委員会の中で報告や調整がなされていくべきという意見があった。当然市議会だより運営委員において理解され、広報委員会として立ち上げとして進めていくのであればそれでよいと感じている。議会運営委員会については所掌の(4)で情報通信機器等の導入とあるが、恐らくipad(アイパッド)などを議場に持ち込む等の議論も入ってくるだろうと考える。そうなることは議会運営の話になり、広報ではなく議会運営委員会での議論になると思っている。

雨宮委員：今日の午前中に市議会だより運営委員会があつて議事の終了後、議長から議会改革の関係で今後の市議会だより運営委員会には変化があることを示唆する発言があった。よって市議会だより運営委員会には代表者会議での合意に基づき、必要な調整・協議は行われていくだろうと思う。議会運営委員会のほうについてはもう少しどう理解すればよいか考えたい。

大河委員：所掌事項については、できることなら広報紙の充実のために市民からの意見や要望を入れるという項目は当然に明記したほうが良い。

ドゥマンジュ委員：何のための広報かといえば、市民の方に議会の活動などをより理解してもらうための広報であるので、一方通行より両側通行できるように、市民の声を聞くということも入れてもらいたい。本当は広報広聴委員会であるべきという意見であった。叶わないなら市民の声を聞くという一文を入れるべきと思う。

伊藤座長：井上委員の発言だが、所掌事項の整理について資料46の(3)、(4)について指摘された。確かに最終的な判断をする機関としては議会運営上のものであるので内容によっては必ず議会運営委員会を経由する。そこで最終的な方向性を示していただく。私はこの手続きは今と何ら変わらないという判断をしている。今インターネットの中継をしているが、録画中継については議会運営上の問題とするのか、議会が閉じたあとの放映であるから広報に当たるのかといった部分の判断をそれぞれテーマごとにそれぞれの場所で行ってもらう窓口としては入れておきたいと考えている。もう一方の通信機器の導入であるが、以前に議論された資料のデジタル化、ツールとして視覚に訴える本会議場の取り扱い等を考えると議会運営委員会の部類に入る。もしくは行政からの情報提供等に

関しお互いに発信したりもったりという中においては議会運営に限らず幅広く捉えられる情報も扱わなければならないと理解されれば、議会運営上に関することは必ず全て議会運営委員会を通すということが前提であると思っている。こうした手続きを経るということであれば、井上委員として了とする可能性があるか。

井上委員：こうした大きな委員会ができるとなると、何か明文化した形の中での決まりごと、ルールを提示してもらった上で会派に戻って協議したい。

伊藤座長：明文化したものを検討願う方法をとるのか、もしくは(3)、(4)を所掌事項から外すという作業が適当なのか否か。各委員の意見を伺いたい。特に意見がなければ、方法は両論可能と受けとめてよいか。

雨宮委員：広報委員会の所掌事項と議会運営委員会との関係であるが、議会運営委員会は執行段階においてゴーサインを出すか否かで、執行段階に至る前段での議論・検討については広報委員会で行うという整理をしておけば、所掌事項に入っているだけでもよいかと思う。ないしは(3)、(4)をとって(5)の広報に関することで全部包含させてしまうという考え方もある。(3)と(4)を分離しないで統合するという手もある。

大須賀委員：所掌事項については今後も個別具体的なものが出てくる。私の基本的な考え方は議会運営に関することだから議論してはだめだということはない。大いに議会改革のために議論をすべき。ただし最終段階で正式に議会の一定の意思決定をするとすると議会運営委員会の最終結論を得なければならない。そこで、所掌事項はこれでよいと思うし、必要に応じて正副議長、市議会だより正副委員長、議運の正副委員長で協議する、あるいは各会議を開いて協議、又は議長の諮問に応じて必要に応じて協議すればよい。そうした方法でより良いものが生まれると思う。

林委員：所掌事項としてこの文言を載せておいたとしても議会運営委員会は地方自治法上、議会の運営に関する事項というふうに全般で包括的に載せているため、全体的な方向性としては議運で決めていけばいい。細部について詰める場合広報委員会とか要綱で定めた所掌事項の中で議論していけばよい。

雨宮委員：確認だが、要綱に基づき広報委員会が設置された際は、市議会だより運営委員会は包含されるという理解でよいか。

伊藤座長：前回は示したが、市議会だより運営委員会の議会の中の規程は、訓令という位置づけになっている。訓令は議長から議会事務局職員に対する命令であり、今後議論していく場の規程としてふさわしくない。ついてはこれを要綱に変えるという作業になるが、訓令を要綱に切り替える作業ができない。よって訓令を廃止し、新たに要綱を設置するという作業になると理解願いたい。市議会だより運営委員会は形として廃止という手続きとなる。同時に広報委員会を立ち上げる要綱を設置することとなるので理解願いたい。

大河委員：最初の分野別の提案の中で広報・広聴機能の充実という部分があった。所掌事項をみると、今回の市議会だよりもそうだが、市民の意見を聴取するわけ

であり、そういった行為を行うのであれば、少なくともそれを含んでいることがわかるような文面が所掌事項に必要と考えるがいかがか。

伊藤座長：基本条例そのものの中に必ずその部分は載ってくる。それぞれ個々の要綱にそれを載せるということではなく、この要綱の中の第8雑則にそのほか必要な事項は議長が定めるとしており、そこに包含するという説明を前回したところであり理解を願う。

大河委員：それも一つの見解かと思うが、議長の最初のあいさつにあったとおり市民のための、市民に開かれたということをも具体的にイメージできるという意味で伝えるだけでなく聞くということも調布では大事にしていることが、そこに含むといっても読んで見て取れないと分かりにくいので、可能であれば入れた方がよいという意見をもっている。

伊藤座長：井上委員、詳細をここで表さなければ会派に持ち帰って議論できないということ判断してよいのか。

井上委員：会派の中でこの要綱をもとに数時間協議している。その中で結論を導き出すときに屋上屋になるのではという意見が出ている。そうした議論の過程を経ているので、所掌事項については明文化したのものがあつた、それをもとに会派に持ち帰りたい。

伊藤座長：例えば諮問によってテーマは異なるが、インターネットによる議会の放映についてなど、必ず諮問事項に限るとか、広報委員会は諮問機関であるから当然すべて諮問事項になるが、そうした位置づけを明確にするということ解決できないか。

井上委員：例えば(3)のインターネットによる議案の会議放映という点を一つ取つたとして、各会派の代表質問の時間設定など、この間幹事長会議などで決められて現在に至っている状況の中で、先ほどの座長の発言でも録画中継は議会運営か広報かという話もあつたが、確かに広報という考え方もできると個人的には理解できる。いずれにしても会派で議論した経過があるので、ここで判断という形ではなく、引き延ばすわけではないが所掌事項についてはこういう形なんだという整理があつた中で会派に持ち帰ることができればありがたい。

伊藤座長：わかりました。それではその部分において所掌事項の整理、もしくは分析を含めて、こういう考えであるということの詳細に、どこまでできるか断言できないが、なるべくわかりやすくして理解を得られる努力をしてみたい。

雨宮委員：今の議論の発展を踏まえて、もう一度座長において、その作業をするのであれば、先ほどから出ている広聴機能についても是非再検討願う。

川畑副座長：それでは、本件は本日の協議内容を踏まえ改めて継続協議としたい。

(3) 本会議場における報告範囲拡大について

川畑副座長：この協議事項は提案番号81番と83番について提案者から説明を受け協議の途中で継続となっている。前回、近隣の市議会の報告状況を知りたいとする意見があつたので事務局に調査依頼し結果を資料48にまとめているので、

説明願いたい。

事務局：多摩地区の26市議会における一部事務組合議会等の報告についてだが、本会議中に報告している市は3市である。報告者は議員の輪番制で、本会議初日の会議中に審議結果までを報告するような形で行われており、質疑を受ける市と受けない市がある。また本会議以外で報告を受ける市が7市あり、全員協議会や本会議散会后議場で、あるいは報告会で報告している。報告時期は年に1回とする市や、定例会初日散会后などさまざまである。質疑は受ける市と受けない市がある。他には現在の調布市同様報告書を配付して報告とする市が6市、いずれの方法によっても報告を行わない市が10市である。

川畑副座長：質疑があれば願います。なければ座長提案をお願いします。

伊藤座長：それでは諸報告についての報告範囲拡大であるが、閉会中に開催される委員会や組合議会の報告は現在文書により報告しておりますが、これを口頭での報告とする提案である。この提案については特別委員会、一部事務組合及び広域連合の報告について本会議場において口頭で報告をお願いしたい。

3つの特別委員会と5つの一部事務組合議会の報告については、所属されている議員の中から代表として報告される方が、報告書を作成し口頭で報告をお願いしたい。報告内容は会議の案件名と結果を簡潔に報告するとともに、予算・決算議案については、予算額及び決算額も含めて報告するものとし、報告はあくまでも客観的な内容の報告とする。また報告に対する質疑は認めないと考える。複数の議員が所属する組合議会については、所属する議員の中から報告者を決定し、報告者が報告書を作成し口頭報告をお願いしたいと考える。

大河委員：本会議場で口頭報告するという提案は、市民にとっても、我々にとっても大変前向きな話である。ただし質疑は受けないという話だが、資料の表にあるように東久留米では実際受けているし、本会議以外ではほとんどの市が受けている。せっかくの改革なので、質疑は賛否を問うわけではないので、何か質疑があればできるということを担保した形で実施する方向でお願いしたい。

雨宮委員：質疑は文字面のとおり疑を質すということであり、政治的・政策的な所見を問うということではない。事務的にもう少し聞きたいという意味の質疑は取り入れてもいいと思う。

林委員：大河委員、雨宮委員に伺いたいですが、仮に質疑を受ける場合、委員が何人もいる場合、答弁に対しても合意形成が必要な場合が想定されるがどう考えるか。

雨宮委員：具体的に考えにくいですが、報告者が質疑に答弁できない場合の運営は別途考える必要があると思う。基本的にそういう場面はないと思う。合意形成過程における質疑というより事務的な中身の質疑として極めて限定されると思う。最初の報告者の報告に補足報告を行うという中身になると思う。

大河委員：ある組合議会の結果報告があって、例えばどんな意見があったのか、行かないとわからない。結論だけ聞いてアレと思ったとき、どういう意見が交わされて結論がそうなったのかとわかる。〇×だけでなく、少し議論の過程も調

布市民に知らされればよりいいと思う。

林委員：おっしゃるところはわかるが、議論の過程をとすると、簡潔な場合から膨大な議論まで、さまざまな事例が考えられる。詳細については議事録を読むなり、実施されているかわからないがネット中継を見るなりして判断しないと、捉え方もそれぞれかと思うので、それらまで質疑を受けていくのは限定的に考えたとしても、調整も含めて考え方の相違が捉え方の相違につながってくると思うので現段階では難しいと思う。

ドゥマンジュ委員：具体的にどういう質疑があってどう答弁するかという中身がわからない中での議論はわかりにくい。今までからすると前進した提案だ。口頭報告で今まで市民に見えてこなかった内容が議員が代表として出て行って話し合われた結果としてわかりやすくなる。またそこで議員が疑問に思うことについて、さらに議論を深めていくことの方が市民によりわかりやすくなる。例えばどういう質問が想定されるのかシミュレーションができればと思う。

伊藤座長：さまざまなご意見があるが、一部事務組合の議会は特別地方公共団体という位置づけの一つの自治体として構成されている。複数の自治体が構成して、それぞれ議会をつくっているため、それぞれの思惑・感覚、提案の内容によっては議員からすれば了とするか否とするか諸々の対応があるので、結論はこういう形となったと報告してもらいたい。なぜその結果となったのか、こういう議論はあったのか等の質問のやりとりをしても報告者は自分ではその発言をしていない、もしくは他の議員の発言を代弁するとなれば、果たしてその議員の発言の意味が通じているのか、軽々に発言できないという難しい部分があると思う。よってできるだけ客観的に議案の内容や結果のみを報告するということが十分通じるのではないかと思う。もし内容を詳細に調べたいのであれば、情報公開しているので議事録をみていただくということで判断をお願いしたい。

大河委員：これから予定される議会報告会もだが、いろいろな議論の推移はあっても最終的に報告できる分量は限定的になるだろうし、全員ということでなく担当した議員が報告することになる。市民を代表して機関として行っているので、多少なりとも経過をやらなければ○か×であれば文章でもわかる内容であるので一歩進めてやるということと、何かあったらやりとりを保障するということが基本と思う。

伊藤座長：意見はもっともだが、11市を考えたとき、各市2人ずつ議員が出て22人。調布以外に20人の議員がいる。その方々の発言の内容を報告するに当たって確認を取らずして報告できないと判断する。全体としてイメージを捉えてもらうためには正確な情報を出さなくてはならない。正確な情報を出すためには発言の内容を精査した上でないと発言ができないという重大な責務を負う。それを懸念している。現在質疑を受けている市議会があり、議事録を見ても、あくまでも答弁だが、「～と言っていた。」とか「～と答弁がありました。」などあったが、本当の意味合いが伝わるのかと思える答弁をしてい

る経過が見受けられる。従って質疑に対する答弁は難しいと考えており、ご理解をいただきたい。

大河委員：私はその答弁を見ていないが、受け答えはしているということである。私は議員経験が長いがそういった場に行く機会をもらっていないので、わからない。何か重大な内容があった場合、聞けるという機会を担保してもらえることはあってもいいのではないかという意見をもっている。

小林委員：今まで書面報告だったが、口頭報告に変わって、少しでも市民の皆さんにわかりやすくしようという提案である。全部が全部こうでなければできませんという話では、なかなか前に進まない。代表者会議の任期はあるが、議会改革はこれで終わりという話ではないと思う。これからも2年3年ずっと続けていかなければならないので、今ここまで決められないと呑めないというのは前向きでない。少しでも市民の皆さんにわかりやすい形で表現していく。それで不都合があれば変えていくということで進めてもらいたい。

高橋委員：座長の提案のとおりで今よりも数段進歩していく取り組みと思う。私もそうした会議に参加していないので、座長が言う難しさについては推し量るしかないが、まずは始めてみて、不都合がある場合は再度それを協議していくという方向で進めてみてはと思う。

川畑副座長：ほかに意見がなければ、本件は伊藤座長の提案のとおりで進めていくことで異議ないか。

－了承－

川畑副座長：次に提案番号83番、市外郭団体の議会への報告について協議に入る。提案者の林委員から説明を受ける。前回、資料47、4月現在の市の監理団体及び関与団体の一覧表を配布してあるので参照願いたい。

林委員：現状、監理団体が10、関与団体が13ということであるが、現在のところ議会への報告は地方自治法の規定に基づく団体である。しかし市から出資している団体は相当数あり、少なくとも税を支出している以上、チェック機関である議会に対して一定の報告の責務はある。より事業の実施状況や収支状況等に関する報告を拡充すべきであり提案した。

川畑副座長：提案に対する質疑・意見を求める。

大河委員：提案の趣旨に賛同する。例えば社会福祉法人である調布市社会福祉事業団は出資割合が100であるが、これ一つを追加するということか。もしくは他にも踏み込んでいくという考え方はあるか。

林委員：社会福祉事業団については、出資比率100%、出資金額300万円、かつ人的支援を行っている団体である。こうした団体は現在、法的な報告義務はないため、少なくとも報告義務のある団体と同等の資料等は議会に対して提出すべきと考える。

雨宮委員：報告の中身だが、全ての団体について、出資比率のいかんを問わずと捉えていいか。どの辺まで考えているか。

- 林委員：出資をしていない団体もある。そこまでとは考えていない。出資比率の高い団体については現在よりも報告の内容を深めてもらうところからスタート。
- 雨宮委員：相対的に比率の高いという値は25%ぐらいか。
- 林委員：逆提案をいただいたようであるが、見ると24.9%という団体もあり微妙な団体となる。他にも0.1とか0.2という団体もある。個人的なイメージだが90%もしくは100%など比較的高い出資比率のところからスタートしていくべきであろう。将来的には税を出資している以上は一定の資料を出していただきたい。
- 雨宮委員：具体的な報告の中身の問題としては、現状でも法定外団体で財務諸表、事業総括・方針等の資料は出ている。それを公式な資料として議会へ提出してもらうという捉え方か、あるいは別の形態を考えているのか。
- 林委員：私は公式という捉え方で構わないと思う。
- 雨宮委員：現在議員に渡されている資料を公式な資料として提出してもらうという捉え方でよいか。
- 林委員：今渡されている資料についても、議会に提出されている以上、私自身非公式なものと認識していない。公式か非公式かという議論とは別に、とにかく出資している以上は資料を提出してもらうという趣旨である。
- 雨宮委員：そうすると報告されている4団体を除いて実体的にはかなり限定的なものとなるということか。現状、事業団など既に資料の提出がある団体についてはそれをもって提出されていると理解すれば、現状を超えて新たに資料を提出してもらう団体は何か具体的に考えているか。
- 林委員：税を出資している以上は、将来的に何らかの資料は提出いただきたいという思いを持っている。
- 大河委員：私は100%出資しているところや継続的に財政支援をして、施策にも関係しているのであれば、本会議場での報告を求めてもいいと考えていると思っていたが、そこまでは求めないということか。
- 林委員：本会議場で報告を求めなくても、資料が提出されれば、本会議場や委員会でも取り上げることも可能と思うし、議場での報告を必ず求めることを最初から求めていくつもりは少なくとも私たちにはない。
- 大河委員：私は100%のところは唯一社会福祉事業団しかないもので、資料と同時に本会議場で求めてもいいのではないかと認識している。逆に監理団体といえば連結決算の時代である。関与団体と違って監理団体は全面的な影響があるので本会議とは別として公式に資料を提出してもらうことと、関与団体でも出資比率でいくつが目立つところがあるので、いずれ求めていくことで、将来的にどうするか枠組みを考えながら提案をして進めていけばよい。
- 高橋委員：私も是非賛同したい。一つ気になったところは出資比率をどこかボーダーラインを切るとか、先ほど、まずは100%のところからといった議論があったが、少なくとも出資している団体はすべて同様な対応ができないものか、それは現実的でないということなのか、なぜ100%のところからなのか、

その判断の理由がわからないので教えていただきたい。

林委員：まずは出資比率の高いところからというのは、現状きちんとした形で出ていないわけで、まずはそこから求めていき、最終的には税を支出している団体は全て出して欲しいということは先ほども説明したとおりである。

川畑副座長：他に意見がなければ、座長からの提案をお願いします。

伊藤座長：市の外郭団体の議会報告の拡大等の提案である。市の監理団体は4月時点で10団体、関与団体は13団体である。まず監理団体については、地方自治法第243条の3第2項の規定により5団体については議会に経営状況を報告している。それ以外の5つの監理団体は市が継続的に財政支援を行い、かつ市の財政支援の割合が当該団体の総収入の概ね2分の1を占める団体であり、市としても監理団体と指定していることから、市の予算・決算資料と同様に資料という扱いで文書をもって当該団体の予算・決算状況を議会へ報告することを理事者へ求めていきたい。

一方、13の関与団体は、市との関連はあるものの、それぞれの団体との関係には濃淡があり、かつ、法的に報告義務もないことから、議会への報告については、見送りたい。なお必要であれば、各関与団体への資料要求等での対応を願う。ぜひ提案にご理解を願いたい。

川畑副座長：ただいまの座長提案に対し意見があればお願いします。

林委員：座長提案のとおりで結構である。

大須賀委員：座長提案のとおりで構わないが、今後の課題として座長が言われたとおり、できれば関与団体についても、どこかの段階で、最低限、予算・決算の資料等を義務的でないが、議会の要請をして要請に基づき自発的に出していたらという方向で調整願いたい。それは行政からヒト・カネ・モノが出ている以上は行政は議会と市民に対して説明責任があるし、議会は市から出ているヒト・カネ・モノに対してチェックする義務があるから。今回はワンステップとして、監理団体についてしっかり把握して、今後は議会の義務を果たしていく上でもいずれは監理団体についても発展的な調整をお願いします。

雨宮委員：私も同意見である。将来的な課題として位置づけた上で、この方向で進めたらと思う。

大河委員：私も関与団体で聞いてもすぐ浮かばない広域的なところもあるが、現実的に観光協会とか商工会とか市政にも関係しているところはできるだけ近い将来方向性を決め、各自ではなく、議会に対してということで仕分けして提出を願うようにしてもらいたい。

小林委員：確認したいが、東京都の監理団体が3つあるが、こちらが要請すれば提出してもらえると認識でよいのか。

伊藤座長：法的根拠を伴っていないので、要請に対して必ず提出してもらえるかこの場で答えられない。

川畑副座長：他に意見がなければ、座長の提案のとおり了承願いたい。

—了承—

川畑副座長：次に提案番号84番について協議に入る。提案者の雨宮委員に説明を願う。

雨宮委員：調布の場合は意見書は文書で提出して、提案の内容は文書で説明されているがより丁寧に提案の趣旨を理解していただけるような提案説明をし、説明に対しより疑問が湧いた際は質疑を認めるということ。議員からの議案提案は意見書に限らず条例の制定・改正など積極的に提案すべきだという意見が有識者や知見者からも結構あるようだが、条例の場合は説明や質疑が認められているが、意見書も議案であり同じ趣旨・立場で提案説明と質疑を行うべきという趣旨である。

川畑副座長：ただいま提案説明があったので・意見があればお願いします。

大河委員：私も議員提出議案について、非常にタイトな中で出され補足の資料が出されることもそうはないと思うので、可能であればそういったことをしたほうがより深め、結果として出た結論は調布市議会として行くわけなので、それなりに重みがあるから、そういう場を設定してもらえればそれに越したことはないという意見をもっている。

川畑副座長：ほかに意見がなければ座長提案をお願いします。

伊藤座長：特に他に意見がなければ、出された意見と少し方向性の違う提案となる。意見書等の議員提出議案については上程時の質疑・討論を認めていくという提案であるが、現行、意見書等の議員提出議案については、提案説明及び質疑・討論は結果として省略となっている。意見書を提出する際、事前に提案者が調整していることから改めて上程時における質疑・討論は従前どおりしないこととしたい。ただし、条例案については従前どおり上程時の質疑・討論は認めていきたいのでご理解を願いたい。

川畑副座長：座長提案について質疑・意見を願う。

雨宮委員：先ほどのやりとりの中で、共産党の提案に対する異論・異議が全く出ていないにも関わらず、提案と全く逆の座長提案が示されたことについて非常に遺憾である。そのことだけしておく。

大河委員：私が先ほど質疑とか言った背景には、調布の場合、全会一致で意見書を提出するというだけでなく、多数決で決めていることが出した理由である。いま議会によっては意見書は重いので全会一致、その市に関係することなので、しっかり国に伝えていく必要があるという場合に限って提出されているが、調布の場合一票差でも市議会、市民の総意として出て行くことからすれば、少ない時間の中でもやりとりしながら結論を導いていくことをしないで、出て行くことの危険性、非常に国政のことが多く本当に地方議会にどれほど影響があるのかわからないような内容のものも出されていることから、むしろ意見書は全会一致の場合に限って提案するものとして、議会改革で初めに提案すべきだったと思っている。提案しなかったのも、意見書を出す際はその趣旨などを確認する場があってもよいと思うが、他の方も本当は意見があるのではないかと。

ドゥマンジュ委員：話を聞いていると確かにそうだと思う。座長の提案する積極的にしないという理由をもう少し聞かせてもらえないか。

伊藤座長：まずは提案者から遺憾というご立腹の意見表明があった。課題については、過去においても、それぞれ議論がなされずに私から提案し結論が出されたものもあったと記憶している。私からの提案は結論を言っているわけではなく、その提案に対して議論をしていただきたいという投げかけであって、私からこのように決めましたという報告とは違うので、会議の進め方としてご理解願いたい。座長提案について意見をいただき最終的にどう定めていくか。この手順は何ら手違いをしていないと思っている。

一方ドゥマンジュ委員からの質疑は、何かそこに理由があるのかとのことだが、先ほど申し上げたが、議員提出議案の中身は、それぞれの会派の担当議員の間で意見を求めたり調整されていることと思う。これは調布市議会の長い間続いてきた良いところだと思うが、そこでの意見交換がなされた後の提案だと思う。今後もそういった形で続けてもらうことで質疑を行わなくとも十分機能を果たしていると思っている。

高橋委員：基本的に我々としても、わからないことは個々に各政調担当の方に質問したりして、最終的に議場で採決という手順で理解していたので、本会議上で質疑を行わなくても意思判断は十分できているので座長提案を了としたいと思っている。

ドゥマンジュ委員：いま座長から説明があったが、であれば議員提出のやりとりはやっぱり時間が足りないのかなと思う。例えば9月の議会では委員会審査が長引いて、その合間に意見書が出されて、やりとりも丁寧にできなかったと思う。できればやりとりの中でもう少し情報をもらえとか、やり方の検討は必要なのかと思う。今のやり方で丁寧にできているかは疑問である。

小林委員：私も3日も4日も前に生活者ネット、ドゥマンジュさんあてに出している。でも現実お問い合わせはないし、こちらから尋ねてもお越しにならない場合もあった。我々の会派の政策担当者は一生懸命やっている状況がある。逆に言えばもっともっと意見書の提出を前倒しするなどの変化は必要があればすべきであろう。しかし、現状やっている中で、そういう言葉をもらうのは非常に憤慨するとともに、担当者に申し訳ない気持ちで反論する。

ドゥマンジュ委員：それで気分を害されたのであれば申し訳ないが、私もわからないことがあれば、実際のところ聞きに行ったりしていた。その中で、このやり方で、意見書の方法について今まで議論されたことがなかったので発言しているのだが、他市では他のやり方で質疑したりという話も聞いている。調布の今のやり方では見ている市民の方には、なぜ賛成か反対かわからないこともあるのではないかと思う。質疑を行うことでわかりやすくなると思う。事前のやりとりは時間がない中で、新しい用語とかわからないことも多いが、自分でも調べたり聞いたりするが、何か附属資料を添付してもらおうとか、意見書についてはいろいろな方法が考えられる。

大河委員：なぜいろいろな意見が出るかというと、意見書は国政に関するものが非常に多いことが一番の理由だと思う。国政につながる団体の方は情報も早いし、それが非常に重要事だと考えていることも多いと思う。国会もあり、都議会もあり、地方議会もある中で、なぜ調布議会にといったときに開かれた議会を目指すのであれば、やはり市民にとっては調布議会が出す意味・意義というものを議会の中でやりとりし、結果どういう考えで反対したか賛成したかが見えることが議会改革の中でも大きな意味があることでは思う。私のように無所属で活動していると、市民の方になぜこういうものが出たのかとか、もっと調布に関係のあるものをとか聞かれることが多い。全会一致を提出条件としないとすれば、反対賛成の理由をきちっと市民に伝えることが議会改革として重要ではないか思い提案に賛同するものである。

雨宮委員：2つある。1つは先ほどの高橋委員の質問だが私も全く事前調整が必要ないという立場でなくて、必要な調整はやってしかなるべきと思う。それがあつたとしても本会議場で提案理由の説明は明確にすべきである。議員側から提案している議案の説明責任である。もう1点は先ほど座長が自分の結論の押し付けではないと発言されたので、その言葉を信頼して、是非座長の提案についても修正・変更というか次のときまで再検討を願いたいという要請をする。

伊藤座長：その言葉の尻を云々ということではなくて、私はあくまでも提案する側としては、もちろん発案された方と同じような提案をする場合もあるし、もしくは全く違うような提案をすることも当然ある。そうしたものを皆さんでまず議論願いたい。この案件については、そのような対応をとるべきと思った。それは皆さんからまず発言がなかったこと。そして私からの発言と同時にそれぞれの考えが表明されたと理解しており、あくまでも最初の提案は決まっていないうことだが、最終的には、このような形で理解願いたいという次の段階を私は持っている。ぜひその点は理解を願いたい。ただこれ以上発言がないようであれば、先ほど私が申し上げた方向性で皆さんの理解を願いたい。

雨宮委員：そういうスタンスであるとするならば、私は理解できないということをおく。

大河委員：私も意見書の重みを考えると、質疑もそうだがそれぞれの考え方を表明する必要性は十二分に感じているので是非再考を願いたい。この提案を了とは致しかねる。

ドゥマンジュ委員：雨宮委員の発言に対する座長提案について他に発言していない方の考えはどうか。いろいろ議論を闘わせて結論を出す場だと思うので、他の方の意見も伺いたい。

川畑副座長：進行はこちらで行う。林委員はどうか。

林委員：少なくとも発言をしていないということは座長提案を了とすると考えていただいて構わない。今議員提出議案は国政に関わるものから身近な生活に密着したものまでさまざまである。地方自治法上は、確か地方公共団体の公益に

関することとくられていたと思う。国政がらみのことが非常に多いと思うが、エネルギー政策や安全保障の問題等について、際限なく質疑に踏み込んでいくとした場合など、一定の経験則に基づいて今の形でやってきたところであり、さまざまなことを考慮して座長提案を了とするものである。

井上委員：やりとりがある中で発言しないのは座長提案を了としていきたいということだが、背景として主に国や東京都に対する意見書の議員提出議案であるが、大体数えていくと毎回15本から20本ぐらいかと思う。議員提出議案なので提出者プラス賛同者2人ということで3人以上の議員が合意をした上で出していくものだと認識するが、その上で20本近くのものについて一つ一つ質疑をやっていくとなるとどれぐらいの時間を要していくのか。議論することは構わないがそういう点も考えた上で進める必要があるのではないか。私としては座長提案で構わないと思っているが、例えば近隣の自治体ではどうなんだろうか。議論はずれるが陳情審査でも、調布ではよっぽどのものでなければ議運で協議し委員会に付託して審査しているが、審査しないで机上配付で終わりとしている自治体もあると聞いている。もし話として煮詰まって進まないのであれば、そういう研究をしてもいいかと思う。

大須賀委員：意見書の採択を求める議員提出議案については、私は提案理由の説明と質疑は必要ないと思う。それは皆さんが努力して提出していることから文書表をみれば提案理由ははっきりとわかること。それと質疑行うとすると朝まで生テレビではないが、意見書の中には政党の意思が入ってくるから、なかなか厳しいやりとりがあって、何か生まれるという方向性であればいいが、この件は厳しいと思っている。ただ、なぜ賛成か反対かの討論については、今後検討の余地はあっていいかと思う。今回は座長の提案でよいと思うが、討論については今後の検討課題としてもいいかと思う。

小林委員：基本的には座長提案で了としている。雨宮委員の言うことも理解はしている。今大須賀委員が言われた形がベターかと思う。特に意見書は私ども会派というか政党というか正直なところ出さざるを得ない、出さないと大きな声につなげていけない。私どもは全国で動いているので大きな渦としていくものと意見書を捉えている。

伊藤座長：さまざまな意見をいただいているが、現状の理由としてもう一つあるのは議場の傍聴者については、資料として文書表が配付されている。それを読めば何を議論しているかわかる。傍聴できない方がネットで中継をみる場合、ネット上でも議員提出議案を確認できるようになっている。そうした点を是非考慮していただき、今後は小林委員の発言にもあったが、改革は常に前進していくことが当然であるから、その際は大須賀委員の発言にあったような内容を取り入れていくことも必要かもしれない。そうした議論を今後も続けていくということを前提に、今回の案件は私の最終的な提案でぜひ理解願えないかということをおはかり願いたい。

大河委員：先ほど井上委員からいくつかの議会ではどうなのかという発言があったが、

調べるのであれば、ぜひ全会一致で意見書は出している議会がどれほどか確認していただき、座長が不断の努力で議会改革をとって今後も継続して議論していくのであれば、賛否が第一段階であれば、その先に全会一致とすることも議論の中に入れていってもらえるという認識でよいか。

伊藤座長：このことに限らず、検討しなければいけない課題・問題が発生したときは対応するのは皆さんである。皆さんが検討してそのときどきの議員が責任をもって改革の内容を決定していけばいいと思っている。私はこの議会改革検討代表者会議で決定した事項が今後一切変えられないことは有り得ないと考えている。

川畑副議長：座長の提案に対してさまざまなお意見をいただいた。現段階での座長の提案に賛同いただけないか。

－了承－

(4) 議会基本条例について

川畑副議長：日程の協議の途中であるが、時間も経っており、前半の協議事項はこれまでとし、ここからは(5)の議会基本条例を議題とする。前回の合意事項にも記載しているが、議会基本条例をこの代表者会議で検討していくこととなったので最初に前回の議論を踏まえ座長から説明をお願いする。

伊藤座長：前回の代表者会議において、議会基本条例案の検討をこの代表者会議で行っていくことについて、ご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。条例を検討するには限られた時間ではあるが、皆様のご協力をいただいた以上は、私としても、改めて条例案の検討に全力を注いでいく所存であるので、これまで以上にご協力をお願いしたい。

前回の議論の中では、限られた期間の中での検討ということで、今後の日程案を示してほしい旨のご意見があった。

そこで、今後の代表者会議及び基本条例検討の日程案として資料49を配布しているので、ご覧いただきたい。

まず、今後の代表者会議のスケジュールについては、資料のとおり、鋭意、代表者会議を設定して、残された提案項目と議会基本条例の検討を進めていきたいと考えている。なお定例会の合間の閉会中の日程を活用して検討を進めるので、ご協力をお願いしたい。

次に、今後の代表者会議では、本日からお願いしているが、前半を残りの改革提案事項の検討を協議する時間にあて、後半を基本条例の検討にあてて協議するなど、代表者会議の中で平行して検討していきたいと考えている。

これまで以上に皆様のご協力が必要となるので、是非、ご理解ご協力をお願いしたい。

次に、条例の検討に当たっては、市民の声を聞く機会が必要だとの意見があった。市民アンケート調査を実施して、議会に対する意見等を聞くべきだとの意見もあったが、アンケートを実施する期間・時間・予算・質問事項等を調整する暇がないことから、改めてアンケート調査をすることはできないと

判断している。しかしながら、市民の声を聞くことの必要性は十分認識している。

そこで、限られた期間内であるが、効率的に市民の意見を聞く方法として、1つ目は、これまで理事者が実施してきた「自治の理念と市政運営に関する基本条例（案）」、いわゆる自治基本条例の策定時における議会に関する市民意見を参考にして、市民の議会に対する意見等の傾向を捉えたいと考えている。2つ目として、今後の市民の意見を聞く方法として、市報・ホームページで、議会基本条例を策定するに当たって、議会に対する市民の意見をアトランダムにお聞きしたいと考えている。

例えば、「あなたは、議会に対してどんなことを期待しているか」など、個別の質問項目を聞くのではなく、議会一般に対してどんなことでもいいので、ご意見をいただくという期間を設定して、市民からの声をお聞きしたいと考えている。

お聞きする方法としては、メール、手紙、はがき等で、特にはがきについては、料金着払いの「議長へのはがき」を作成・印刷し、市内公共施設に置かせてもらい、意見を募集したいと考えている。

本日、「議長へのはがき」の案を、資料52で配布してあるので、ご覧いただきたい。

期間としては、市議会だより11月10日発行、市報11月5日号発行等を考慮して、11月初旬から月末までの期間を意見募集の期間と考えている。また、募集後は、その集約結果をホームページで公開していく。

3つ目として、条例案がまとまった時点では、パブリックコメントを実施し、条例（案）に対するご意見も伺う予定でいる。

その他、代表者会議で検討した内容や資料等については、公開としているので、随時市民からのご意見を伺う体制を図っていきたいと考えている。

以上のような取り組みをしながら、条例案を策定していきたいと考えている。次に、全員協議会を開いて、全議員から意見を聞く機会の場をとの要望であるが、条例案の骨格ができた時点や最終案ができた際には、適時全員協議会等を開催し、全議員に対し説明し、ご意見等を伺いたいと考えている。

従って、その間における条例案の検討に際しては、この代表者会議の委員の方にリーダーシップを発揮していただき、是非、会派内で議論を尽くして、代表者会議の議論に望んでいただきたいと考えている。

次に、議員研修についてであるが、基本条例の研修は、ご意見をお聞きしながら、どのような研修がよいのか等を勘案して研修会も同時に実施していきたいと考えている。

以上が前回の代表者会議で出された意見に対する私の考えである。ぜひ忌憚のない意見を寄せていただきながら成果に結びつけていきたいので、よろしくお願ひしたい。

川畑副座長：座長から今後のスケジュール等の説明に対し、質疑・意見があれば伺いたい。

雨宮委員：前回の代表者会議で今後のタイムテーブルを求めたので、出された提案と受けとめている。もちろん正副座長に全面的に協力して、議会基本条例の策定に向けて、力を尽くしていくことは当然であるが、それにしても示されたスケジュール案では、タイトすぎるというのが第一の印象である。2つ目は市民意見をどう取り入れていくのかについて大変な努力をされている。その形は理解できないわけではないが、市議会運営の基本中の基本となるものであることから、入口の部分で市民の意見を徹底的に把握することは必要ではないか。もちろん議長への手紙、はがきを否定するものではないし、この提案にある市報、ホームページ等々の活用についても全く異論はないが、より広範で深みのある多数の市民の意見を聞く機会を何らかの形で設けるべきではないかというのが、私の感じたところである。いずれにしても、今日初めて提案された中身であるので、今後これで大丈夫かといった検討をしていきたい。

大河委員：先ほどの議論で、議会改革は今後継続して行っていくものだという話があり全くそのとおりだと思う。まして基本中の基本の議会基本条例を策定することとなれば、自治基本条例は8年だから、私たちはそんなに長くかけてという話とは違うが、中身は濃く、市民のための開かれたということであれば、市民意見をという話をし、それは去年の11月の整理されたところの案でも出ていたが、本年度予算化されずきている経緯がある。その範囲内で随分いろいろ考えられた内容だなとも思うが、やはり来年度予算化してしっかりと無作為抽出で市がとるような形にして議会から市民に対して、私たちは今こういう過程にあるけれども皆さんのご意見をということ、私はぜひとももらいたい。それなくしてはなかなか進まない。ですからこの進め方でどこまでいくかというのは、なかなか難しいなということ、やはりパブコメもあるが、少なくとも中間報告や市民の意見を聞くこと、そういったことなくして進めていくのは、誰のための議会かという本質的な話の中に触れるのではないかと思う。また傍聴されている方々の意見の中にもあるが、私たち自身いろいろ時間をかけて議論してきている。そのことを市民の方々に理解してもらい、よりいいものを作っていく意味でも、ここは丁寧な対応をしていくということが必須条件だと思う。目標は2月ということはあるかもしれないが、とらわれることなくしっかりとした内容と十分な市民意見を含めた中で議会基本条例の制定に私自身も全力で頑張っていきたい。

ドゥマンジュ委員：資料の52ではがきが示された。議会に対してどのような意見があるのか聞こうとすることは、議会改革として進めていくべきと思う。ただ大ざっぱに聞いてなかなかどういう声が出てくるのかという点が心配なところ。個別に、このことについてはどうですかと聞いて初めて返ってくる。まずは前段で議会基本条例はどのようなもので、議会として制定を目指していくといった説明があって、そして意見を書いてもらうというならまだしもなんだが先ほど座長から時間も予算もないという話もあったが、やっぱり議会が市民の皆さんにどう見られているのか、議会基本条例はどういう点を大事に作っ

ていくものなのか、しっかりと意図を把握してもらい策定していくためには、もう少し丁寧に項目を立てたアンケートをとる必要もあると思う。議会基本条例は議会として市民向けの説明会があった上での意見の募集という段階を踏んでのやり方がいいのではないかと思う。

井上委員：ドゥマンジュ委員の話を知って、具体的には議長のはがきについてどういうイメージをもっているのか伺いたい。具体的なものは。

ドゥマンジュ委員：議長のはがきの分量で、具体的にというのは難しいと思う。都内では先行して多摩市が議会基本条例をつくっているが、策定の際はまず最初に「議会がどう見えているのか」といった細かい項目を立てて聞いている。そこであまりにも議会について皆さんが知らなかった。例えば「何か困ったとき議員に相談するか」そういうような質問だったと思うが、そのようなところであまりにも議員・議会に対して市民の意見や思いがなかったというところから議会改革が進められていったので、もう進んできているが、本来は最初のうちにそういったアンケートがあって、どこの方向へ向けての議会改革ということをも共有してもらってやるべきだったが、もうここまで来て最終的に議会基本条例をつくるまで示されているので、このはがきもあると思うが、具体的なものという項目はこれから考えなくてはならないと思う。

小林委員：ここにある市報・市議会だよりの市民の皆さんから何か意見をいただく、これはどういう形なのか。

伊藤座長：市報もしくはホームページ、あるいは市議会だよりのあらゆる広報物を使って市議会に対する意見をお願いしたい。これには1つのツールとしては議長への手紙、他にはメール、ファックス、電話など諸々のご意見を何らかの形でもらうということを考えている。

小林委員：そうすると市報なり市議会だよりに、そうしたことが書かれているという認識とわかりました。特に市報については市議会だよりよりも市民の皆さんはよく読んでおられる。その中で、この間の高齢者のスポーツに関するものでも、このようなパターンが中に書いてあって、こういう風に書くんですよといったものが、議会として市報を有効に活用するという、行政だけのものではなくて、議会側としても市報の中にこれぐらいのスペースが欲しいと行政側にしっかり伝えて、取り組んでいるものを市民の皆さんにしっかり見ていただいて、その上で送ってもらう。送るのが簡単な形で示した方がよいということをご提案しておきます。

伊藤座長：貴重なご提案でありがたい。今日午前中に市議会だより運営委員会が開かれ正副委員長さんの計らいのもとに提案がされ、全委員が了承された案件がある。その中に議会基本条例に関するご意見をいただくための内容又はお願いの説明が十分にされているという認識をもったが、そういったものが掲載されるということが決定した。恐らく市民の方はそれを見て何らかのご提案をいただけると期待している。

高橋委員：私も午前中市議会だより運営委員会に出席し、告知の部分については聞いて

いる。先ほどからいろいろな意見があるが、基本的に今この段階において市民の意見を聞くということであれば、どれだけ市民の意見をくださいという告知がどれだけできるのかに懸かってくると思う。その他の意見として、より具体的に出していかなかったら、もっともっと多くの意見が取れないのではという意見もあるが、それは多分座長案にあるような条例案の素案という形をとって出していけないと今以上にどれだけ具体的なことを明記したとしても市民の議会に対する関心度は現状のレベルとは大きく変わってこないだろうと思う。今後こうした形を継続していくことによって、徐々に市民の関心度も高まっていくものと理解しているので、今の段階ではできることを進めていき、その後素案ができた段階でもパブコメをするのであれば、同様な形をとる、そこで初めて今よりも関心の高まった市民の方々がより多くの声を寄せてくれると思う。今現状でこういう取り組みをするのであればここままで、あとはどれだけ市報とかホームページや市議会だよりで告知していくかに懸かってくるんだろうと思う。中身についてはこれで進めていくことでよいと理解している。

ドゥマンジュ委員：あとは皆さんから意見が寄せられた後、それをどうしていくかということも問題だと思う。市長に寄せられる声については、それについてはこう考えているとかしていると思うが、議会としてそれをどうしていくかということと、議会改革についても傍聴者がアンケートを出されているが、これも貴重な意見なので、知らせていくということも必要だと思う。

伊藤座長：いくつかの意見を聞いたところだが、まず一点目はこの条例案がまとまった時点でパブリック・コメントなどを実施したいと考えている。そして当然それに対するご意見を伺いたい。その他代表者会議において検討し提示してきた資料についても原則公開しているので、今後も公開していき、随時市民の皆さんから意見を聞いていきたい。このことは今後行っていかななくてはならない大きな要因だと思っている。もう一方、議長へのはがきについて、今回の議長へのはがきの中に注意書きではないが、「このことに関する回答はいたしません」というものを付けております。というのは、市長へのはがきについては、市長は1人であり市に対する要求・要望については市長の判断でいくだけでも回答できると考えている。しかし、議会へのご意見については、それぞれの会派、それぞれの議員の立場、もしくは考え方によって対応が別れていくという可能性が十分考えられる。そうしたご意見を伺うとすれば、各会派に全て情報提供は行う。提供を受けた会派は、それぞれの場面でそれぞれの会派が、意見に対してこうしているという対応でいくべきと思っている。よって議長がその意見に対して回答することは避けたいと考えている。

ドゥマンジュ委員：私もそれは議長が答えるべきのものでないと思っている。議会に対して出された意見なので、それに対して議会がどう考えるのかという中での返答となると思う。あとはどんな意見があったのか、他の市民の方が知っていくということも大事かと思うが、市民に対してこんな意見が寄せられている

という情報提供をしていくべきと考えるがいかがか。

伊藤座長：今提案しているのは、この議会基本条例について、市民の方々からまずご意見を伺いたいという目的があるが、私はこれは今後も続けていきたいと考えている。それと意見の集約については、いただいた月に集約し、なるべく直近の、次の月だとか定めて、資料49の表をご覧いただきたいが、例として意見集約、公表という形で、すべて公表をしていく体制を整えていきたいと考えている。今後も議会基本条例に限らず、議長へのはがきを続けていくという前提であれば、必ず翌月には公表していくということになるかと思う。ただ、誹謗中傷だとか、内容は諸所精査しなければならないと考えている。

林委員：基本的には座長の進め方で構わないと思っている。また議会基本条例について、今回条例案の検討事項・イメージ・骨子の案などが示されており会派に持ち帰って議論したいと思うし、今の段階で私が今見た限りにおいても、ここここは要検討だとか思うところもあるので、今後の検討である。市民の意見については広範な方法で集めていけばいいと思っている。その意見をどう生かすかは各会派、各議員に委ねられていると思っている。

大河委員：まずここに研修会とあるが、こういう講師でこういう人をという提案を次にするという理解でいいか。

伊藤座長：そのとおりで構わない。

大河委員：たとえば先進のところでは、よその事例を見ますと他市の事例の勉強会とか視察に行くとかいろいろある。そういった外に出て行くことは予定していないということか。

伊藤座長：現段階では外へ出ることは前提として考えていない。勉強会、講演会を通じそれぞれの研鑽を重ねていただければと思えば場所は市内となる。仮に市外としても近隣の自治体に研修に行こうということはあるかと思うがそれぞれが何らかの方法をとっていただき続けていただければと思う。

大河委員：そういった意味でいけば、講師は他市で制定に関係した議会の方とか知見である携わった専門家とかを交えて提案していくことでいいか。

伊藤座長：全国市議会議長会でも条例制定に関係する講演の講師の派遣推薦をしている。どういう講師がいいのか皆さんからの提案もしていただく必要があるが全員がその講師でご理解・納得するか否かもある。最終的な判断は私にさせていただきたい。

大須賀委員：基本的には座長の提案でよい。一点だけ、議長へのはがきにしても、市報や市議会だよりに掲載する貴重なチャンスなので、議会基本条例が市議会にとってどういう意味合いがあるのか。つくることによって何が変わるのか。議会改革がどういう風に何を狙っているのかということも、くっ付けて表していくことが大事ではないか。一部関心のある市民の方は、議会基本条例というと全国的な動きとか推測できると思うが、意外と多くの市民は議会基本条例って何なんだろう、議会にそれを持ち込んでどうなるんだろうという基本的なところで、ある程度わかりやすいものを、はがきとは別にセットして

おくとか、先ほど小林委員からもあったが市報に折りこむとか、いくつか方法があるので広報にいられてもらいたい。もう一点は、今の段階でもかなり改革が具体化しているので、それもあわせて広報してもらえれば非常にわかりやすいと思う。

伊藤座長：貴重なご意見をいただいているが、議長へのはがきについては、先ほど市議会だよりの中にある程度説明を入れながらお願いをしており、その辺は今後何らかの形で進めていきたい。2点目の件については、やはり市議会だよりの最終ページに議会改革代表者会議で今まで議論し実施してきたもの、今後議論していくものも含めすべて掲載しているのでご理解願いたい。

大河委員：私は小林委員の発言のように、比較的読まれている市報にファックス用紙を挟むなり何なりしていかないと、今回は無理でもいずれ何らかそういうものを出さないと、自ら用紙を取りに行くとかなかなかできないので、せっかくするのであれば、いま一度考えて、あまりお金をかけないでする方法はいくらでもあると思うので、ぜひご検討をいただきたいと思う。

川畑副座長：それでは次に議会基本条例の骨子案について、座長から説明を願う。

伊藤座長：資料50として、議会基本条例の骨子（案）を配付してあるので説明する。この骨子（案）の作成に当たっては、合意事項にも記載しているが、これまでの代表者会議において、検討・協議され決定された事項の基本的な方向性を整理・勘案するとともに、条例例上必要と思われる項目等については、座長（案）として提案している。

左の表が、現在代表者会議で協議している提案事項を分野にまとめたものであり、その分野を基本として条例の構成のイメージを考えると中央の表の構成となる。この構成イメージを条例として考えていくと、右の表であるが、前文から始まり、全部で10章から成る条例の骨子（案）となっている。それぞれの章には、カッコ内に、具体的な内容（案）を示している。

次に骨子（案）の概要を説明する。前文は、条例制定の背景や議会としての意思や決意を記載していくものである。第1章総則では、条例の目的と基本理念を表し、これまで代表者会議で検討・協議された基本的な考え方は、開かれた議会、議会の活性化、情報公開がその柱となっていることから、条例の理念もこの3つの柱が理念になるのではと考えている。第2章では、議会・議員のそれぞれの使命と活動原則等を規定していきたいと考えている。第3章では、市民と議会との関係として、これまで代表者会議で協議されてきた情報公開、会議の公開、市民への説明責任という観点から議会報告会の実施等を規定していきたいと考えている。第4章では、市長等執行機関と議会との関係として、一問一答方式による質問や、結論には至っていないが、反問権、市の政策形成過程における説明の義務化、議決事項の範囲拡大として、基本構想の議決事項等を規定していきたいと考えている。第5章の議会機能の強化としては、これから代表者会議の協議テーマとなるが、議会からの政策立案、政策提言、討議の活性化等を規定するものである。第6章の議会事

務局体制では、改革提案にも出されているが、事務局の体制強化を規定していきたいと考えている。第7章では、議員の政治倫理、第8章では政務活動費、第9章では、議員定数、第10章では、この条例が調布市議会条例の最高規範性と位置づけ、見直しの手続き等を規定していきたいと考えている。このような骨子で、条例案を作成していきたいと考えているのでご理解を願いたい。説明は以上である。

川畑副座長：ただいま座長から基本条例の骨子（案）の説明があったので質疑意見をお願いします。

雨宮委員：質疑ということではないが、今日初めて提案が示されたので次回以降の本格的な議論でどうか。

川畑副座長：今回の議論を踏まえ改めて継続協議としたい。

—了承—

川畑副座長：それでは、会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回に行う。

4 その他

○ 今後の代表者会議の日程について

第17回代表者会議 11月5日（月）午前10時

第18回代表者会議 11月9日（金）午後2時

第19回代表者会議 11月14日（水）午前10時

第20回代表者会議 11月19日（火）午後2時

第21回代表者会議 12月21日（金）午前10時

第22回代表者会議 12月26日（火）午前10時

いずれも全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料10：第15回代表者会議合意事項

資料48：一部事務組合議会・協議会等の会議結果報告について

資料49：今後の代表者会議・基本条例検討日程（案）

資料50：議会基本条例骨子（案）

資料51：第16回検討資料

資料52：議長へのはがき（案）